

## 覚書

警察庁長官 後藤田 正晴  
運輸事務次官 町田直

第68回通常国会に提出予定の航空事故調査委員会設置法案（以下「法案」という。）の運用は下記によることを確認し、警察庁と運輸省は、法案の成立後すみやかにこの趣旨を徹底させるため必要な措置をとることを申し合わせる、

### 記

1. 法案第14条第1項および第2項ならびに法案第16条第2項および第4項の規定による処分は、捜査機関に対しては、これを行行使しないものとする。
2. 法案第14(15)条第1(2)項および第2(3)項ならびに法案第16(17)条第2項および第4項の規定による処分を行おうとするものは、当該処分が捜査機関の行なう犯罪捜査と競合しない場合を除き、あらかじめ捜査機関の意見をきき、当該処分が犯罪捜査に支障をきたさないようにするものとする。
3. 捜査機関から航空事故調査委員会委員長等に対し、航空事故の原因について鑑定依頼があったときは、航空事故調査委員会委員長等は、支障のない限りこれに応じるものとする。
4. 航空事故調査委員会から捜査機関に対し、法案第17(18)条の規定による協力の要請があったときは、捜査機関は支障のない限り協力するものとする。
5. 航空事故調査委員会が発足した時点で、警察庁と航空事故調査委員会は、犯罪捜査および航空事故調査の円滑な実施につき必要な細目を締結するものとする。

注：( )内の斜体数字は前、航空事故調査委員会設置法に対応するもの